

## 令和3年5月臨時会 企画財政委員会の概要

日時 令和3年5月31日（月） 開会 午後 1時32分  
閉会 午後 3時

場所 第1委員会室

出席委員 細田善則委員長  
千葉達也副委員長  
松澤正委員、白土幸仁委員、田村琢実委員、長峰宏芳委員、  
杉田茂実委員、江原久美子委員、白根大輔委員、安藤友貴委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 堀光敦史企画財政部長、中山貴洋政策・財務局長、  
三須康男行政・デジタル改革局長、西村朗地域経営局長兼地域政策課長、  
島村克己企画総務課長、都丸久財政課長

### 会議に付した事件並びに審査結果

#### 1 議案

議案番号	件名	結果
第87号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）	原案可決

【付託議案に対する質疑】

松澤委員

- 1 協力金について、前回は周知期間が短く混乱が生じるため、県に割り当てられた臨時交付金の事業者支援分の枠の116億円のうち、21億円を活用して10,000円を上乗せしたということであったが、今回も前回と同様に周知期間がないに等しい。本会議における答弁でも丁寧に説明をしていくとあったが、今回においても21億円を活用して40,000円にすることができたのではないか。検討しなかったのか。
- 2 まん延防止等重点措置区域外については、協力金が25,000円であり今回も継続される。区域外とはいえ25,000円が妥当であるのか検討したのか。検討しているなら、どのような内容であったのか。
- 3 臨時交付金116億円が今年度になって措置されたが、残高の用途について今後の見通しをどのように考えているのか。
- 4 本日の東京新聞で「地方の貯金1年で36%減」とあり、各都道府県の一覧が出ているが、本県の財政調整基金の残高が50億円ほど増えている。議会の方でも財政調整基金を確保することを言ってきているわけだが、10,000円の上乗せの財源として財政調整基金を活用すべきであると思う。その検討はしたのか。
- 5 首都圏3県で足並みをそろえるという報道もあったが、会議はどのような形で行われているのか。県としての主張や姿勢はどのようなものだったのか。

財政課長

- 1 国の制度設計で元々30,000円とされていたところ、前回は周知期間がないということで、事業者支援分を21億円活用し、他県とも足並みをそろえて10,000円の上乗せを実施し、特例的に40,000円としていた。今回も40,000円の単価となるよう国に要望してきたが、国に認めてもらえなかった。前回の第10期の際に31日まで限りとして10,000円の上乗せを決定し、その旨を県ホームページなどで周知してきたところである。飲食店の方々に対しては大変心苦しいところではあるが、引き続き御協力をお願いすることとなる。
- 2 その他地域の協力金については、前回と同様25,000円である。これは、全国一律の制度設計によるものであるが、酒類提供自粛は、国が後になって要請してきたものである。これは要請を強化しているので、その分の単価の上積みがないのかを再三、国に確認しているところである。しかしながら、国の制度の変更はなく、それに伴う財源が明確に示されていない段階で、そこまで踏み切れなかったのが実情である。
- 3 今後、コロナ対策に活用できる財源は、現時点で、臨時交付金の地方単独事業分が約51億円、事業者支援分については、116億円の交付限度額が示され、前回21億円を活用したため、約95億円が活用可能となっている。事業者支援分については幅広く活用すべきと国に求められており、現在活用方法について検討しているところである。
- 4 財政調整基金については、令和2年度の2月補正で50億円積み立てた。これは国の方で減収補填債の制度変更があったことなどに伴うもので、何とか50億円積み立てることができたものである。しかしながら、当初予算では財源調整のための3基金を517億円取り崩すこととしており、令和2年度は437億円であったことから、比較する

と80億円増えており、積み立てた基金をすぐに取り崩さざるを得ない状況である。これは、既にその時点で令和3年度の税収見込みが200億円減収になると見込まれたためである。こうした状況から財政調整基金を取り崩すという判断には至らなかった。

- 5 5月6日に3県知事連名で西村康稔経済再生担当大臣あてに40,000円の下限単価の継続を強く要望した。普段から1都3県WEB会議や、事務レベルでも情報共有しているところである。これまでWEB会議等で議論をしたが、本県としては下限単価が引き下がることについて、他県の意見等を聞いた上で、最終的に他県と歩調を合わせ前回の今回限りとした部分を踏襲し30,000円としたところである。

### 松澤委員

企画する段階で用途について当然検討すると思うが、「国の方が」と言うばかりで、県独自の部分が弱い。財政的に厳しいのは重々承知しているが、何のための財政調整基金なのか。前回、企業局からも100億円を借りてきたわけで、いざというときのためという意味で財政調整基金があると捉えているが、今後どのように活用していくことを考えているのか。

### 財政課長

飲食店の皆様には大変御迷惑を掛けるということで、非常に心苦しい状況である。財源の部分でいうと、事業者支援分の活用については、国から示されている例では酒類販売事業者、又は飲食店の営業自粛により影響を受けている事業者、外出自粛によって影響を受けている事業者への支援や、地域公共交通、観光事業者など、幅広い活用を検討するよう求められている。酒類販売事業者の支援に当たっては、国において月次支援金という制度があるが、これは4、5、6月までの3か月の間、月ごとに売上が50%以上減少した場合に支援するというものである。国からはこの制度に上乘せや、対象範囲の横出しを検討するよう言われており、現在検討しているところではあるが、その財源として事業者支援分を活用したいと考えている。所要額が固まっていない段階では、協力金の10,000円上乘せのために21億円を活用する判断に至らなかった。また、仮に、6、7月に何らかの形で延長された場合、財源が枯渇してしまう状況も考えられることから、心苦しいがこのような判断をさせていただいた。

### 白土委員

- 1 酒類販売事業者への支援について、これまでの委員会でもお願いをさせていただいており、本日の本会議における知事の答弁でも6月の中旬、下旬までには実施したいとのことであった。前回の委員会から2週間以上経っているが、なぜ、政策決定が今回の臨時会に間に合わなかったのか。仮に6月の中旬から下旬までに実施したいとなると、次の議会が開かれるタイミングかと思う。急施案件とならざるを得ないと見受けられるが、なぜ間に合わなかったのか。
- 2 まん延防止等重点措置の延長についてはエビデンスが乏しいと考える。実効再生産数が0.95と感染者数が減少傾向になる中、措置区域内で感染者数が下がっているところもある。例えば、所沢市では感染者数を抑えられている。逆に、上尾市、伊奈町、蓮田市、入間市は上がってきている。こういった地域を県の独自の判断で地域指定をすることができるのが、このまん延防止等重点措置の考え方でもある。しかし、頑張っているところについて内容を緩和することなく、状況が厳しいところを追加するわけでもない。こうした政策決定に至った経緯を教えてください。

- 3 4月9日から15日の週では飲食店経由の感染者が79名であったが、5月6日から12日までの週では157名となっている。本日の午後に発表される数値でも130名近いものとされているが、酒類提供を自粛している期間において飲食店経由の感染者が増加している。酒類提供の自粛に効果がなかったのではないか。この検証についてどのように考えるか。
- 4 県の10,000円の上乗せについて、第4号補正予算の中で今回限りとしているとの話だったが、議案書などには書かれていない。本委員会でも、5月31日までであることは聞いていない。先ほどから、「5月31日まで県が10,000円を上乗せする」ということを事前に約束していたかのような話をしているが、県民もその約束をした覚えはないと思う。今回限りという話はいつしたのか。

## 財政課長

- 1 酒類販売事業者支援について、国の支援制度に基づき、どのような形で上乗せや横出しをするかということ、他県の状況を見ながら検討している。これについては、次の議会で提案できるように進めている。
- 2 重点措置区域については、専門家に対し、市町村ごとの数値を示した上でお諮りしたところである。地域については、引き続き同じようなエリアで実施することが好ましいと専門家会議で了解を得られたため、重点措置区域を15市町から変更することなく実施することとしたと聞いている。
- 3 5月6日から12日までの期間では、飲食店由来の感染者の構成比は9.6%であった。直近の5月20日から26日では、7.2%に低下と、2.4ポイント減少しており、県全体で見ると効果が出ていると考える。
- 4 委員会の中では私からは強調していなかった。それは、当時、次回は緊急事態宣言への移行も考えられていたこともあるためである。産業労働部では、県のホームページの中で今回限りの措置である旨を周知していると認識している。自粛の内容が変わらないのに単価が変わることについて、飲食店の方々には御迷惑をお掛けする内容となってしまっているが、国の協力要請推進枠のように自動的に措置される財源があればすぐに対応する。あわせて、国へ要望していく。

## 白土委員

- 1 酒類販売事業者への支援について、他県では既に実施しているところはある。他県の状況を見ながら検討するとのことだが、何をみているのか。他県のどの部分を見て間に合わなかったのか。
- 2 重点措置区域については専門家会議で了承いただいたとのことであるが、専門家会議に諮る前に、重点措置区域は同じ範囲でよいと考えた際のエビデンスは何か。
- 3 飲食店経由の感染者について、5月6日から12日までの週では157名である。これは、5月6日から12日に感染した経路を示しており、まん延防止等重点措置期間中に増加している。したがって、効果が現れたとは考えにくい。全体で下がってはいるが、この部分の数字は上がっている。どう考えるか。
- 4 30,000円から40,000円への上乗せについて、前回では今回限りとしたとのことであった。そもそも期ごとに区切っているのが今回限りということにはなるが、これはそういう意味ではない。「今回限りは上乗せするが次はない」との説明はしていないのではないかと。10期の中に、県が独自に上乗せするという説明は書いていない。よって、金額が下がったとしか見えない。今回限りというのは、事前に約束をしていれば

認められると思う。しかし、次はまん延防止等重点措置にならないように努力している中、「次は上乘せしない」という話を事前に話すことは不可能である。議会への答弁として適正なのか疑問があるがどう考えるか。

## 財政課長

- 1 酒類販売事業者への支援については、国の月次支援金への上乗せ・横出しということになる。国の月次支援金は、先日、6月分も対象となることが決まったところであるが、申請の受付が6月中下旬になり、詳細な内容がまだ明確になっていない部分もある。今回、臨時会をお願いしているのは、あくまで、まん延防止等重点措置期間が延長することに伴ってすぐに必要となるものを計上させていただいており、酒類販売事業者への支援については次の議会での提案に向けて準備させていただいている。国の月次支援金では、外出自粛等の影響を受けている事業者も対象となっており、どこまでの事業者が対象となってくるのか、飲食店との間接的な取引があることを何で確認するのかなどを国に確認しているところであり、こうしたところが今回の臨時会に間に合う状況になかったというものである。
- 2 重点措置区域については、専門家に対し、市町村ごとの数値を示した上で判断いただいている。我々としては、専門家会議の中で、今の範囲の中で継続した方が効果はあるとの結論に至ったと認識している。
- 3 5月6日から12日までの期間では、飲食店・会食由来の感染者の構成比は9.6%、その翌週の13日から19日では8.4%、その次の20日から26日の週では7.2%であった。直近の5月20日から26日では、7.2%に低下している。県全体であれば低下している。積極的疫学調査について保健医療部をお願いしているところであり、今後もっと実態が見えてくれば、更にしっかりと判断ができると思っている。
- 4 県のホームページの中で、経過措置として第10期に限り、協力金の下限額を40,000円としていると記載している。確かに、分かりづらいというのは委員の御指摘のとおりである。しっかりとした周知に心掛けていきたい。また、記者発表の際に、知事から、今後、協力金制度が継続するような場合には、上積みは行わず、第10期のみの措置とする旨の話をさせていただいている。周知不足のところについてはしっかりと反省して対応していく。

## 白土委員

- 1 専門家会議に諮る前の議論の内容を聞かせていただきたい。
- 2 感染不明の部分について、もっと実態が見えてくれば、更にしっかりと判断ができることであるが、逆に言えば、見えていない中での判断だったということになってしまう。延長するときの重みを認識いただき、見えないところが見えるように努力して、一定の結論を出して要請するべきである。一定の結論というのが、9.6%、8.4%、7.2%に下がっているという判断なのか。
- 3 当然、県民は第10期で終わりだろうと思いき、11期があるとは思わないで努力したが、結果的に11期があったというのが現状だと思う。一つ一つがつながっているようで、やはり一つ一つしっかりと説明するべきであり、それぞれ整合性を取るべきである。自粛の内容が変わらなければ、金額を変えるべきではない。県民も同様に考えると思う。金額を下げるということについて、どのような議論があったのか。

## 財政課長

- 1 専門家会議に諮る前での庁内の議論では、県内の指標はステージⅢの範囲内にあり、緩和することは難しいものであること、また、変異株の割合が高まっており、大阪のように急激に上昇する可能性もあるということで、範囲については、新規陽性者数だけを見るのではなく判断する必要があったと認識している。
- 2 保健医療部からは、更に細かい分析を行い、何らかの形で示せるように努力したいとの話があったところである。今回の予算の中で、保健所の職員に割り振られている業務を外部委託し、積極的疫学調査に振り向けたいという話がある。我々も期待しているところである。
- 3 飲食店等の事業者は今まで厳しい状況が続いており、中屋敷議員から提案があったようなインセンティブもあるかと思う。我々としても、金額が引下げとなってしまうが、何らかの支援ができないか検討したいと思う。

#### **安藤委員**

協力金の単価の下限が30,000円に引下げになることは周知不足であると考え。引下げによって、やむを得ず店を開く飲食店が出るかもしれないことを想定したのか。

#### **財政課長**

周知不足については反省すべき点と考える。県のホームページでの周知では届いていないとの御指摘もあるので、工夫をしていきたい。今回の引下げの影響が多くの飲食店にあることは十分に議論してきた。財源があればしっかりとした支援ができることから国に要望してきたが、措置がないことから飲食店に御理解をいただくという結論になった。

#### **安藤委員**

40,000円から30,000円の単価の引下げによって、やむを得ずお店を開く飲食店が出てくるかもしれない可能性については、考えたのかどうか。

#### **財政課長**

知事の答弁にもあったが、飲食店に影響が出ることは想定しているが、御理解をいただくように周知していく。飲食店への影響については大変心苦しく思っているが、県単独で単価を上乗せする判断ができなかった。飲食店の協力を得られるよう周知していきたいと考えている。

#### **安藤委員**

周知の努力をしていくことではなく、40,000円から30,000円の単価の引下げによって、やむを得ずお店を開く飲食店が出てくるかもしれない可能性について、考えたのかどうかについて聞きたい。

#### **財政課長**

協力していただけない事業者が増えるかもしれないことは想定できる。協力金の単価は国が決めたものであるので、次の延長があった場合には、財源を国に要望していく。

#### **企画財政部長**

第10期協力金の議論になるが、制度が売上高方式に変更になることから緩和措置が必要であるという判断で、協力金の単価の下限を30,000円から40,000円に引上

げた。その時も単価の引上げがなされない場合は御協力をいただけない飲食店が出てくるのではないかという議論があった。今回も飲食店に御協力をお願いするしかない状況で、財源の裏付けがないために苦渋の決断をしたものである。6月定例会で酒類販売業者など飲食店以外への支援の必要性があることから、そのような決断をした次第である。

### **安藤委員**

今回の単価の引下げにより、やむを得ず店を開く飲食店が増えた場合には、単価の引下げという政策決定で新たな人流を生んでしまうのではないか。今後の政策決定に当たって、そのような状況を判断するようにしてもらいたいがどうか。

### **企画財政部長**

飲食店の影響以外に、人流を判断基準にしている。ゴールデンウィークの頃は人流が多かったが、その後の人流は落ち着いてきている。県としてはそこに期待をしていきたいと考えている。

### **田村委員**

知事の答弁、執行部の答弁いずれも、ほとんどを国のせいにしてしている。基本的対処方針は法定受託事務なのか。

### **企画財政部長**

法の構成をみると特措法に基づき基本的対処方針は決まっており、県は措置を行う際それに則ることになっているため、そうした意味から法定受託事務であるといえる。

### **田村委員**

全て国任せなのではなく、自治事務として埼玉県がどういうことをしていくのか。それが前回の10,000円の上乗せであり、自治事務の範囲内でできることを行ったと評価した。今回これを削るのは、埼玉県は何をしているのかということになる。今、私権の制限を一番受けているのが飲食店である。埼玉県として自治事務行為をどう行うのか。

### **企画財政部長**

上乗せについての想いは委員と全く同じである。しかし、全体的な財源を踏まえここで踏み切るだけの決断ができなかった。前回21億円を使った理由は、事業者から全く協力を得られなくなるのではないかという判断に基づき、自腹を切っても、激変緩和措置で1回切りの措置に踏み切った。その際、売上段階方式の内容と今後の下限について国の制度に準じて行うことをアナウンスしたつもりであった。不徹底であったという指摘は甘んじて受けるべきであると考えている。また、補足すると、議会運営委員会で説明しており、知事提案説明要旨でも「特例的な措置」としていた。しかし、伝わっていないということは十分反省して今後に生かしていきたい。

### **田村委員**

県の自治事務をどのように埼玉でやっていくのか。コロナ基金なども積み立てているし、20日間で20億円の財源をなぜ用意して実施しないのか。財源がなくなったら、国は措置するのではないか。政策の整合性を取ると財源が不足することを国にアピールする必要がある。そうしたことは与党として協力する。

## 企画財政部長

今回10,000円の上乗せに踏み切れなかったのは、これから出てくる必要経費が余りにも大きいためである。6月定例会に向けて現在準備を進めているところであるが、どこまでの範囲に支援を行うかの議論とセットであるため、10,000円の上乗せは見送り、臨時会では当面必要となる経費だけを計上し、説明の範囲内で予算組みを行った。

## 中川委員

- 1 部長の答弁で「激変緩和措置」との発言があったが、平時であれば理解できるが、生活ができない、お店の存続が危うい、従業員の生活が危うい、という状況下において、「激変緩和措置」だったのでやめるとするのは趣旨が違うのではないか。
- 2 明日からの11期の中で、生活できない、お店が潰れてしまうという飲食店に対して、含みを持たせないのか。

## 企画財政部長

- 1 国の制度変更の話であり、事業者の方に理解いただくには時間が必要ということで、制度の安定を持たせるという判断をした。急に単価が変わってしまうと影響も大きく、それこそ心理的にも御協力いただけなくなってしまう可能性も大きい。そういった意味で激変緩和措置を講じている。
- 2 第5号補正予算については、この形でお願いしたいと思っている。今年度の6月定例会で提案する補正予算以降については、また仕切り直しになるが、今の段階では、国の制度に則って運用していくということが我々としての方針であり、含みについては今の段階では考えていない。